

平成30年第1回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成30年3月7日（水曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
9番	大久保 武君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	谷中 聰君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	柴森 米光君
秘書公室長 兼秘書課長	青木 喜栄君	総 務 部 長	鈴木 一男君
企画財政部長 兼まちづくり 推 進 課 長	野村 勇君	保健福祉部長	相田 敏美君
産業建設部長	生井 俊一君	総 務 課 長	中久喜 勉君
税 務 課 長	鈴木 衛君	財 務 課 長	中村 弘君
福 祉 課 長 兼 健康増進課長	宮本 正美君	国保年金課長 兼長寿支援 課 長	塚原 勝美君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	木村 和則君
上下水道課長	杉山 淳君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	総務課参事	生井 好雄君
財 務 課 主 査	安江 薫君		

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実  
主 幹 田神 宏道

---

議長（上野政男君） 引き続きご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成30年3月7日（水）午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 八千代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 日程第2 議案第2号 国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第5 議案第9号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第10号 平成29年度八千代町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第11号 平成29年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成29年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 平成29年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成29年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）

---

日程第1 議案第1号 八千代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

議長（上野政男君） 日程第1、議案第1号 八千代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の提案理由をご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲することに伴い新たに条例を制定するものであります。

高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営めるようにするために、地域包括ケアシステムの構築とともに、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援など、市町村が積極的にかかわっていくよう保険者機能の強化という観点から指定権限が移譲されるものであります。

条例の制定に当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い条例を制定しております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） きのうの全員協議会でもある程度は聞いたのだけれども、在宅の介護支援というのはやっぱり大切なことであって、国もそういうことで力を入れていくわけなのだけれども、問題は日常生活に要する、いわゆる食事の問題とか居住の問題が一番重要なことだと思うのだけれども、仮に住宅内の改造をするについて、きのう聞かなかったのだけれども、手すりだとか、あるいは階段を補充するとか、あるいは便器を直す、そういう改造する場合に改修費の見積金額が恐らく出ると思うのだけれども、その見積金額の、いわゆる法的には80%にするとか90%にするとかということ、どちらか解説してあるようだけれども、これは町としては大体どのくらいを基準に考えているか、ひとつそれをお聞きしたいと思います。

それで、上限額で20万円ということを引きのうも言っていたけれども、これは法的にそういうふうになっているようだから大体20万円ぐらいだと思うので、だからその20万円にするための、いわゆる見積もり等の金額をひとつ教えていただきたい、何%。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 14番、湯本直議員のご質疑にお答えいたします。

在宅で生活する場合に、その日常生活的に住宅の改造、改修などが必要な場合にどれくらい見積もりが出た場合に、何%ぐらいで見込むのかということと、20万円にするための基準みたいなものということでございますが、実は住宅改修費の支給に関しましては、先ほど議員がおっしゃるように手すりの取り付けとか段差の解消などというようなことになっておまして、上限が20万円ということでございます。例えば20万円は上限ということございまして、場合によってはそれぞれのお宅が違ったりする場合も、状況が違ったりする場合がありますので、それを超える場合などでも20万円に上限を決めさせていただくと。また、そこまで満たない場合は何回かに分けてということも可能でございます。見積もりに対して何%かという明確なものは持っていないのですが、事

前に着手前に確認させていただいて、それから改修が終わった後、確認させていただくと、そして支払いの領収書等を確認させていただいた上で支給をさせていただくと、そのような流れで対応しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきますと思います。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 第1号の居宅介護支援の人員及び運営に関する基準を定める条例ということですが、1つ目の質問で、この条例案の5ページの13条2というところに、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅介護とあります。

2番目、6ページの16条（4）というところに、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスというのが書かれております。

それから、3つ目の質問ですが、8ページの16条（23）のところに、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないというところ、この3つの説明をお願いいたします。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えさせていただきます。

最初の13条と16条でございますが、まずこちらの条例でございますが、指定居宅介護支援等ということで、主に指定介護支援の業務を行っておりますケアマネジャーの方がいらっしゃるわけなのですが、そのケアマネジャーの方が、それぞれの介護を受ける方の介護支援計画をつくる時に基準となるような基準を、概略的に申し上げますと定めているものでございます。

その中で、今ご質問の項目に関しましては、まず16条については指定居宅介護支援の具体的取り扱い事例というような内容になってまいります。その中で、16条第4号につきましては、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めなければならないということで、そういう介護の支援計画をつくる時に、そのようなサービスがあれば、そういうものも利用したほうがいいというようなことであれば使うのですが、ここで申し上げます具体的な例としましては、なかなか八千代町に全部あるのかということになってまいります、先ほど申

しましたとおり国の省令によりまして基準を定めておりますので、現在ないサービスであっても、将来的にサービスが提供できるようになったときに活用できるような、そういう可能性も含めまして基準に盛り込んでいるということでございますので、この具体的な内容につきましては、なかなか該当が今のところないのではないかとというふうに考えております。

それから、23号につきましてなのですが、短期の入所生活介護及び入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期限のおおむね半数を超えないようにということでございますが、これはその介護の度合いによりまして日数が、有効期限などが決められておりますので、それが中心にならないようにということでございますので、これについても各介護を受ける方の状況等を踏まえた中で、いろいろな介護のサービスを計画する中で、その基準としてそういうものを含んで計画書をつくり上げていただきたいというような、そういう部分でございます。これについては、こういうサービスを利用するときには当然どこでもこの基準に従って、1つに偏らないでいろんなもので介護支援のほうを支えていただければということでございます。

それと13条なのですが、済みません、もう一度13条の部分をお願いしたいのですが。

(「5ページですけれども、利用料等の受領という括弧になっておりまして、第13条の2というところでは、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅介護という文言が入っているところの内容ということですよ」と呼ぶ者あり)

保健福祉部長（相田敏美君） 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合はということでございます。こちらに関しましては、やはり通常ケアマネさんが活動できる場所が決められていまして、そこから離れて少し遠いところに行く場合などは、ここにありますように交通費の支払いを受けることができるということで、やはり往復にかかる交通費などが生じた場合に、その請求権がありますということでございます。おおむね介護の給付を利用する方が、先ほど言いました居宅支援の事業者、ケアマネジャーさんを指定するときには、おおむね近くの方などをお願いすることが多いのではないかと思いますので、場合によってはということの規定であります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 先ほどの福祉部長の答弁の中で、湯本議員さんの質問の関連でちょっと確認をしておきたいのですけれども、自宅介護になり得る環境にあつて、また自宅介護ができるようないろんな居宅における改造費等々の部分について、35万円かかっても20万円までは補助として申請、あるいはまた領収書に基づいて出しますよと、そういう解釈でいいわけですよ。そうすると、そこで例えば一つの事柄において、同一人における在宅介護するとき、例えばスズキカズオという人が仮にいたとしますと、その同一人におけるトイレ等々のものを21万円でやったと、20万円まではやりますから1万円は支払われないと、こういう解釈になって、次の年にスロープをつくりたいのだと、玄関のほうから車椅子で行って、あるいはまた2階の手すりまでやっていくと、また25万円かかるのだと、そういうふうなことが単年度ではなくて2年後にそのことが同一人の同一疾病の、いわば障害に関することで起きた場合、これは単なる障害においての1回における申請20万円までのというふうな解釈が正しいのか、私が2番目で言った2年後にまた同じことで起きたときには、また申請すれば新たに20万円まではお金を出しますよという解釈が正しいのか、その考え方をちょっと聞かせてください。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 13番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきました住宅改修のことにつきまして、さらにということでございますが、同一人物の方が1度20万円の限度まで改修を受けまして、さらにということで次の年にまたご自身の必要な改修を行った場合ということでございますけれども、その場合の負担につきましては引越した場合とか、同じところですよやはり同じ状況かなと思うのですが、それかまたは要介護の区分が大きく上がったときであれば、再度の給付も受けられますということなのですが、ですから状態が同じで、また次の年にどうもスロープつけたほうがより快適になるということだけでは、この状況からしますと再度の給付は受けられないということになるかと思うのですが、介護状態の区分が大きく変わった場合には、再度の給付もということになっております。

以上、お答えとさせていただきますと思います。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） では、今福祉部長の答弁でいきますと、同一人がいわば在宅介護の対象の中で20万円を使い切った場合に、新たに生じた疾病の一つの原因たるものが同一の場合にはちょっと難しいと。しかし、腰の関係でそういうことが起きたけれども、2年後に足のほうが全然だめになったからというふうな状況の変化が見られれば、また別のこともあり得るということをございますから、それはそれで一応理解しておきますけれども、部長、1つだけ確認しておきたいのですが、仮に第1回目のときに13万円しかかからないことが起きて、そうするとそれが該当すれば、13万円のものについては全額支払われるものと解釈していいと思うのです。そういうことでしょうか。そういうことだよ、25万円のときは20万円しか支払われないけれども、13万円のときは13万円が支払われると、20万円以内だから。仮に同一の疾病の中で、次年度あるいはまたもう少し、2年ぐらいたった場合に5万円のことがもし起きたとき、20万円はまだ使い切っていないのだから、まだ7万円の枠はその人は補助を受ける一つの権利を有しているというふうに解釈していいかどうか。1回一度にやるべきであって、同じ疾病のやつの場合に、次に1年、2年後に新たな年度に切りかわった中で次のことが、また10万円のことが起きたと、しかしまだ13万円しか補助していないから7万円の枠は持っているから、10万円のうちの7万円はお支払いすることができますよという解釈は成り立つかどうか、そこ1点だけ確認させてください。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 13番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えさせていただきます。

住宅の改修についてでございますが、先ほど20万円を限度に利用者の方への支給をさせていただくということでご説明を申し上げました。例えば今のご質問ですと、1回目が13万円で20万円の限度に達していない場合、あとの7万円分はということでございますが、20万円上限でございますので、そこまでは2回目でも該当になってくるというような状況でございます。

それと、1つ説明が不足しておりましたのですが、20万円の改修費につきましては20万円が限度でございますが、介護保険の場合には1割の自己負担がございますので、1割は自己負担していただいて、あとの9割分を支給させていただくというような内容になってございますので、ほかの介護のサービスと同じようにやはり1割負担は生じてまい



りますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、討論をさせていただきますと思います。

反対討論をさせていただきます。第1号、八千代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に対してです。政府の医療、介護の一体改革、総合事業の一環で特養、訪問看護でのみとりや夜間、早朝の医師の体制の拡充やケアマネの退院支援を評価するなど、医療から介護へ、病院施設から在宅への流れを一層強めるものです。また、費用抑制の仕組みを形を変えて報酬に組み込むとともに、介護保険を利用しない状態をつくる自立支援を重点的に評価する内容となっております。

生活援助の報酬引き下げや資格要件を緩和され、また生活援助サービスが利用制限されるなど、利用者にとって不安や不利益につながるものですので、反対をいたします。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。この採決は、起立により行います。

議案第1号 八千代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第1号 八千代町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、原案のとおり同意することに決定されました。

---

日程第2 議案第2号 国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する

条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第 2、議案第 2 号 国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例、議案第 3 号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第 4 号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第 2 号、国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例、議案第 3 号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第 4 号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 27 年 5 月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、市町村国保の制度が改革されることに伴い、関係する条例を改正するものであります。

初めに、国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正内容について申し上げます。

今回の制度改革により、茨城県においても国民健康保険特別会計が設置されることに伴い、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を削除するものであります。

次に、国民健康保険税条例の改正内容でございますが、制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は保険税を賦課徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みに見直されたことによるものでございます。

その内容でございますが、国保事業費納付金を納めるに当たり、不足が生じること及び一般会計からの法定外繰り入れが限界に達していることから、医療分につきましては所得割 100 分の 7.1 を 100 分の 7.8 に、資産割は 100 分の 32 を 100 分の 25 に、被保険者均等割 1 人当たり 1 万 7,900 円を 2 万 1,000 円に、世帯別平等割 1 世帯当たり 1 万 8,900 円を 2 万円に改めます。

後期高齢者支援金分につきましては、所得割 100 分の 1.8 を 100 分の 2.5 に、資産割 100 分

の8.0を100分の6.0に、被保険者均等割1人当たり4,600円を9,000円に、世帯別平等割1世帯当たり4,800円を8,000円に改めます。

介護分につきましては、所得割100分の1.3を100分の2.0に、資産割100分の7.6を100分の4.0に、被保険者均等割1人当たり6,900円を7,000円に、世帯別平等割1世帯当たり4,500円を6,000円に改めます。

次に、国民健康保険条例の改正内容でございますが、制度改革により、県においても国民健康保険運営協議会が設置されることとなりますので、市町村の国民健康保険運営協議会との区別をするため、文言の整理を行うものであります。

以上、一括上程されました各条例の一部改正について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

なお、これらの改正内容につきましては、平成30年2月19日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 国民保険の税条例の一部改正ということですが、3つほど質問させていただきます。

1つ目に、必要保険料総額と国保税収入済額との差額が約1億5,000万円あるのに、一般会計からの法定外繰り入れ、今回1億円にしたのはなぜかお聞きいたします。

2番目に、33万円以下の世帯の1人当たりの保険料は幾らになるかお聞きいたします。

3つ目に、所得83万円から200万円以下の世帯の1人当たりの保険料は幾らになるか、お聞きいたします。

済みません、今のは2つ目の質問の中に入ります。そして3つ目の質問ですが、現在当町の1人当たりの国保税は県内何番目になるかお聞きいたします。

4つ目に、国保の一般会計からの繰出金、これは補正予算ですけれども、8,336万円ということになっております。30年度本予算からの法定外繰り入れ1億円は、これも含まれているのかお聞きいたします。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の今回の必要保険料と保険税の納付実績との差額1億5,000万円について、その1億円の法定外繰り入れの理由ということでございますけれども、国民健康保険税につきましては、安心して加入者の方が医療を受けていただくように、加入者一人一人に保険料を納めていただいで成り立っている医療保険ということでございます。

そういう中で、財源的には国とか県からも交付金などが入ってしまして、ただ、医療費がやはり上がってきているのと、今回市町村では財政基盤が小さいこともありますので、県一本化になって納付金を納めることになりましたものですから、それに対して29年度まで実質的に国民健康保険財政は赤字体制ということでございまして、繰り入れをいただいでいたわけなのですけれども、そういう中でやはり繰り入れをいただくということは、町民の皆様から納めていただいている税金を投入いただいているということもございまして、その法定外繰り入れが長く続いてきまして、先ほど提案理由にもありましたように、繰り入れがある程度限界に達してきているということもございまして、今回だからといって全部を保険税で賄うということではございませんものですから、そのうち1億円の法定外繰り入れをさせていただいて、財源不足のほうを補填させていただくと。一般会計の全体的な運営もございまして、そういう調整の中で1億円という数字に至ったというような状況もございまして。

それから、33万円以下の1人当たりの保険料についてでございますけれども、こちらにつきましても83万円から200万円の1人当たりの保険料、こちらにつきましても今手持ちで計算してございませぬので、計算をさせていただいて、それと所得の金額がある程度幅がありますと、所得割が所得の金額にかけて出させていただきますので、83万円から200万円の平均的な価格でよろしいのでしょうか。ということで、それにつきましては後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

それから、県内何番目かということでございますが、まだ29年度のものが出ておりませんで、前の状況でよければということでもよろしいでしょうか。今手持ちが27年度の国民健康保険税の1人当たりの県内順位でございますが、7位でございます。

それと、4点目の国保の一般会計の1億円につきましては、補正予算の、こちらはどいう。

（「一般会計からの繰り出し金8,336万円、これは1億円の一般会計からの繰り入れの中に含まれているかということを確認しました」

と呼ぶ者あり)

保健福祉部長（相田敏美君） 補正予算のほうは29年度のものでございますので、30年度1億円の法定外繰り入れにつきましては30年度予算ということでございますので、その性質的なものは、やはり総体な財政の予算の中でのものがございますので、それが含まれているかどうかということでは、全体の金額の中だったと思っておりますので、そういう中でできているものかなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（上野政男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 今部長より答弁いただきましたけれども、補正の一般会計への繰出金8,336万円についてですが、30年度の本予算では一般会計からの繰り入れはゼロになっていると思います。ですから、1億円の法定外繰り入れ、それは補正からの繰出金が含まれているのかということをお聞きしたかったわけなのですが。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長兼まちづくり推進課長 野村 勇君登壇）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村 勇君） ただいまの大久保弘子議員のご質疑でございますが、返還された8,300万円余は、翌年度の繰入金1億円に含まれるのかというご質問でございますが、それについては、この8,300万円については社会福祉総務費のほうに充当いたしますので、1億円の中には含まれてございませんので、よろしくお願いたします。

議長（上野政男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例から議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例まで3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例から議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例まで3件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

議長(上野政男君) 日程第3、議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等が改正されたことに伴うものであります。

その内容は、介護保険料の標準9段階のうち、平成30年度から平成32年度までの基準段階である第5段階の保険料を月額5,200円とするものであります。また、第1号被保険者の保険料率に関する基準額で第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減し、年額2万8,080円とするものです。さらに市町村の質問検査権については、その対象範囲を拡大するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(上野政男君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第6号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第7号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第8号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議長(上野政男君) 日程第4、議案第6号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第6号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例、議案第7号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令で定められている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関連する条例を改正するものであります。

初めに、指定地域密着型サービスの事業等の基準を定める条例の改正内容について申し上げます。

障害福祉サービス等の利用者と介護サービスの利用者が相互に利用できる共生型地域密着型通所介護の基準の新設や、介護医療院の創設に伴う文言の整理、施設系サービスの提供に伴う身体拘束等のさらなる適正化を図るための措置等を定めたものであります。

次に、指定地域密着型介護予防サービスの事業等の基準を定める条例の改正内容でございますが、介護医療院の創設に伴う文言の整理と、施設系サービスの提供に伴う身体拘束等のさらなる適正化を図るための措置を定めたものであります。

次に、指定介護予防支援等の事業等の基準等を定める条例の改正内容でございますが、居宅介護支援の提供に当たり、医療と介護の連携の強化や質の高いケアマネジメントの推進等を定めたものであります。

以上、一括上程されました各条例の一部改正について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。



これから議案第6号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議案第8号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例まで、3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議案第8号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例まで3件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第9号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長(上野政男君) 日程第5、議案第9号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第9号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることにより、本条例を改正するものであります。

その内容は、県外に住所があり、国保の住所地特例の適用を受けている者が後期高齢者医療制度に加入となった場合は、引き続き住所地特例の適用となるようにするものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます

ようお願い申し上げます、説明いたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

（「議長、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時02分）

---

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

（午前10時16分）

- 
- 日程第6 議案第10号 平成29年度八千代町一般会計補正予算（第6号）  
議案第11号 平成29年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第12号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第13号 平成29年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第14号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算

(第2号)

議案第15号 平成29年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

議案第16号 平成29年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第17号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(上野政男君) 日程第6、議案第10号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第6号)、議案第11号 平成29年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第13号 平成29年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成29年度八千代町中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成29年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第16号 平成29年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第10号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第6号)、議案第11号 平成29年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第13号 平成29年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成29年度八千代町中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成29年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第16号 平成29年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第6回目の補正で、歳入歳出とも2億412万円を増額し、予算総額を78億9,792万円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる主な項目を申し上げます。市町村民税及び固定資産税等により町税1億852万9,000円、地方譲与税717万1,000円、利子割交付金163万9,000円、地方消費税交付金1,329万3,000円、分担金及び負担金205万円、使用料及び手数料8万円、

ふるさと納税により寄附金1,696万4,000円、繰越金1億5,832万6,000円、諸収入592万9,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する主な項目につきまして申し上げます。配当割交付金82万6,000円、児童手当負担金及び社会資本整備総合交付金等を含みます国庫支出金176万5,000円、経営体育成支援事業補助金及びいばらきの園芸産地改革支援事業補助金等を含みます県支出金1,215万9,000円、繰入金7,901万1,000円、町道1522号線道路整備事業債を含みます町債1,610万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について増額となる主な項目を申し上げます。総務費では、義務教育施設整備基金及び公共施設整備基金積立金を含みます財産管理費3億1,503万9,000円、国県補助金返還金を含みます諸費1,024万9,000円、財政調整基金積立金により財政調整基金費3,599万9,000円、民生費において障害者自立支援給付費を含みます障害者福祉費4,800万8,000円、子ども・子育て支援教育・保育給付費を含みます児童措置費4,621万7,000円をそれぞれ増額いたします。

次に、減額する主な項目について申し上げます。総務費では、臨時職員賃金を含みます一般管理費1,235万5,000円、総合戦略事業の実績見込み等により企画費1,176万4,000円、契約差金によるソフトウェア使用料等の減額によりOA化整備費722万3,000円、民生費においては国民健康保険特別会計繰出金を含みます社会福祉総務費1,160万5,000円、防犯対策強化整備事業費補助金を含みます児童福祉総務費473万1,000円、衛生費においては契約差金による機械器具購入費等の減額により保健衛生総務費582万3,000円、各種予防接種委託料を含みます予防費1,039万円、農林業費においては農地集積事業補助金を含みます農業振興費451万1,000円、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含みます園芸振興費1,063万2,000円、多面的機能支払交付金負担金を含みます農地費1,120万6,000円、経営体育成支援事業補助金を含みます農業経営体活性化事業費551万3,000円、土木費においては町道1522号線道路改良事業を含みます道路新設改良費3,530万円、下水道事業特別会計繰出金を含みます下水道費1,934万7,000円、教育費においては東中学校外構工事請負費を含みます学校建設費1,162万円、給食センター基本・実施設計策定業務委託料を含みます給食センター建設費1,249万8,000円、公債費においては長期債利子により1,785万6,000円をそれぞれ減額いたします。

続きまして、第2表、繰越明許費は担い手確保・経営強化支援事業、町道1522号線道路改良事業及び橋梁長寿命化補修工事の3事業4,310万5,000円であります。

なお、第3表、地方債補正については、事業の変更によるものであります。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,677万8,000円を増額し、予算総額を35億7,972万2,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、滞納繰越分の増収より国民健康保険税を1,742万円増額、療養給付費等負担金等により国庫支出金を3,242万2,000円減額、社会保険診療報酬支払基金からの変更通知により、療養給付費等交付金を347万9,000円減額いたします。

さらに、県支出金については、高額医療費共同事業負担金により1,105万6,000円を減額いたします。

共同事業交付金については、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業により1億1,841万2,000円を減額いたします。

繰入金については、基盤安定繰入金等により804万4,000円を減額し、諸収入については一般被保険者第三者納付金等により378万4,000円を増額いたします。

続きまして、歳入について申し上げます。人件費及び契約差金等により総務費を149万7,000円減額いたします。医療費の増加に伴い、保険給付費を8,571万9,000円増額いたします。

後期高齢者支援金等133万9,000円、介護納付金1,388万円をそれぞれ減額し、前期高齢者納付金等1万3,000円を増額いたします。これらは、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、決定通知に基づくものであります。

また、茨城県国保連合会への拠出金の確定通知に基づきまして共同事業拠出金を1億3,040万2,000円、特定健康診査等事業費により保険事業費を518万円それぞれ減額いたします。

諸支出金につきましては、一般会計への繰り出しにより8,334万4,000円を増額するものであります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

なお、この予算につきましては、平成30年2月19日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも250万8,000円を減額し、予算総額を1億8,334万6,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、現年度分の特別徴収保険料により後期高齢者医療保険料100万円を減額、保険基盤安定繰入金により繰入金165万2,000円を減額、前年度繰越金により繰越金299万9,000円を増額、特別調整交付金により諸収入285万5,000円を減額するものであります。

次に、歳出について申し上げますと、健診業務委託料及び人間ドック検診料助成金により総務費267万6,000円を減額、保険料納付金及び保険基盤安定納付金により後期高齢者医療広域連合納付金41万8,000円を増額、さらに保険料還付金により諸支出金25万円を減額するものであります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず初めに、保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも841万1,000円を増額し、予算総額を17億4,019万2,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、保険料の見込みの変更に伴い保険料2,080万円を増額し、介護給付費負担金及び調整交付金の内示額決定により、国庫支出金2,623万3,000円を減額いたします。支払基金交付金につきましては、内示額決定により2,064万2,000円の減額、県支出金につきましても介護給付費負担金の内示額決定によりまして1,428万9,000円を減額いたします。

基金繰入金の減額により繰入金1,684万9,000円を減額し、前年度からの繰越金6,516万4,000円を増額いたします。

諸収入42万円の増額につきましては、下妻地方広域介護認定審査会負担金の平成28年度精算金が主な内容でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。人件費及び契約差金等により総務費196万8,000円を減額、保険給付費の見込みの変更に伴い1,011万円を減額、介護予防・生活支援サービス事業費の見込みの変更に伴い地域支援事業費2,092万5,000円を減額いたします。基金積立金につきましては、介護保険給付の安定化を図るために3,999万9,000円を増額いたします。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は、歳入歳出とも90万3,000円を増額し、予算総額を591万7,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、介護予防サービス計画費を20万円減額し、繰越金110万3,000円を増額いたします。

続いて、歳出について申し上げます。委託料を20万円減額し、諸支出金110万3,000円を増額いたします。これは、保険事業勘定への繰出金でございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,099万4,000円を減額し、予算総額を1億7,763万6,000円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金330万円、一般会計繰入金529万4,000円、町債の土地区画整理事業債240万円をそれぞれ減額いたします。

歳出の内容といたしましては、一般管理費の人件費549万4,000円、土地区画整理費・第2工区区画整理事業費の委託料300万円、補償補填及び賠償金250万円をそれぞれ減額いたします。

なお、第2表の繰越明許費については、第1工区の町単独による区画道路築造工事を繰り越しするものであります。

第3表、地方債補正につきましては、交付金の減に伴うものであります。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,917万2,000円を減額し、予算総額を5億8,717万6,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入においては繰入金を472万円、町債を1,590万円それぞれ減額し、前年度繰越金144万8,000円を増額するものであります。

歳出においては、農業集落排水事業管理費における賃金、需用費、委託料等を合わせて185万円を減額いたします。

農業集落排水事業費においては、人件費、工事請負費、補償補填及び賠償金等を合わせて1,650万2,000円を減額いたします。

公債費においては、償還金利子等を82万円減額するものであります。

第2表、地方債補正については、事業費の減額によるものであります。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも2,653万9,000円を減額し、予算総額を4億5,953万5,000円とするものであります。

補正の内容について、まず歳入から申し上げますと、分担金及び負担金において受益者負担金247万3,000円、県支出金において下水道費補助金30万円、繰越金において前年度からの繰越金641万5,000円、諸収入において雑入348万1,000円をそれぞれ増額いたします。

繰入金において、一般会計繰入金1,630万8,000円、下水道事業基金繰入金240万円、町債においては、下水道事業債2,050万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、事業費において2,653万9,000円を減額いたします。

第2表、繰越明許費については、鬼怒小貝流域下水道事業建設負担金176万5,000円を平成30年度に繰り越しいたします。

第3表、地方債補正については、流域下水道事業810万円、公共下水道事業1,150万円、特定環境保全公共下水道事業90万円をそれぞれ減額いたします。

以上が下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算、本年度第2回目の補正で、3条予算の収益的収入を536万6,000円増額し、総額を4億7,891万2,000円とし、収益的支出を556万8,000円増額し、総額を3億9,475万6,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業収益のうち、給水収益で水道料金300万円、その他の事業収益で手数料及び加入金253万7,000円を増額し、営業外収益については受取利息及び配当金で預金利息17万1,000円を減額するものであります。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち、原水費で30万円、浄水費で154万2,000円、配水費で148万9,000円をそれぞれ減額し、総係費で84万2,000円、資産減耗費31万3,000円を増額するものであります。

また、営業外費用につきましては、消費税及び地方消費税774万4,000円を増額するも



のであります。

続きまして、4条の資本的支出につきましては、施設費で50万円減額、総額を7,734万9,000円とするものであります。

以上が水道事業会計補正予算（第2号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 二、三ちょっと確認したいことあるのですが、まず企画財政のほうでの数字なのだと思うのですが、基本的に78億9,792万円で平成29年度分が締められると、こういう解釈で正しいのだと思うのですが、増額で2億412万円の増額補正をして、先ほど言った数字にたどり着くわけですけれども、この中で積立金が3億1,899万8,000円と。その積立金の中身の中に、義務教育関係と公共施設関係であるわけですが、基本的に義務教育、公共施設関係に、数字的に2億3,000円幾らと8,700円幾らでいくと、末尾に999円という数字が同じように羅列されているのですが、この意味合いというものを教えてもらいたいと、まず第1点、これを先に答えてもらえますか。

もう一つ、この数字にたどり着くまで、今回特に最終補正の中で出てきたマイナス、金が余ったのだと、三角が全ての款に羅列されているわけですけれども、この三角の総積み立て三角数字は、私が計算機でうちでやってくればよかったですでしょうけれども、この三角の数字というのは、いわば減額修正だと思うのですが、補正の中でこれだけ要らなくなったので、返すのだというふうな数字だと思うのですが、この三角の数字ちょっと教えてくださいか。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長兼まちづくり推進課長 野村 勇君登壇）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村 勇君） ただいまの大久保敏夫議員のご質疑でございますが、3,999万9,000円の中の数字でございますが、座敷で1円あったものですから、そこに数字を合わせた形でちょうど額になったということでございます。

そして、マイナスの数字の中身でございますが、今回の最終補正の一番の金額は人件

費等でございました。それは……

（「中身はいいのだよ。数字は総額で幾らになっているの、各課の」  
と呼ぶ者あり）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村 勇君） 各課の。

（「うん。不用額で出てきた数字だけ持ってきて」と呼ぶ者あり）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村 勇君） ちょっと資料積み上げてまいりますので、お時間いただいてよろしいでしょうか。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 最終的にはプラスになっているわけだよね、2億412万円の金を不足しているからプラスしてやって、それを入れた数字の中で差し引いた中でまたやられて、最終的な、数字的に先ほど言った78億九千何百万円にたどり着くわけですけども、そこで積立金の3億一千八百何十万円という数字を片側へ寄せておいて、かといって補正としては2億円幾ら補正したわけです。何を言いたいのかというと、基本的に行政のやりくりだからやむを得ない部分もあるのだけれども、私が今こういうふうな形でお聞きしているのには、どうも年間の財政運営上の中で健全運営だと、これだけ積立金を積み立てるのだと、それはまた一つの表向きの話で、それはいいと思うのです。しかし、現実問題として去年の多分2月か3月に、この予算を組むまでには各課においてヒアリングをやって、今年もやって平成30年度の予算が組み上がってきて手元へ来ているわけですけども、そうするとこういう中で、これだけの金を修正補正だなんだで積み上げてやっていくと、その寄せた金を今度箱物行政の中で八千代一中、東中、あるいはまた給食センター等々の中で物事が進んでいく、これはこれでまた行政としていいと思うのです。ただ、一番、これは現場の考え方なのか、あるいはまたトップの考え方なのか私にはわかりませんが、基本的に、では八千代町町民が生きていく中で、先ほどの福祉関係のほうも出ましたけれども、おぎゃあと生まれた話から、あした死ぬかもわからない人間も含めた中で、そのときでしか行政のいろんな温かい手とか、あるいはまたそのときの環境における、いわば義務教育、あるいはまた一般教育も町民が行政区で住んでいく中でも、どうしてもこれは町にもう少しやってほしいのだと、そういうものがあつたはずなのです。あるはずなのです。だけれども、町で出してくれないのだ。町でまたそういうものに対して、銭ないと言うのだと。今回は、これだけ3億一千八

百何万円の金を今度は積み上げるわけだ。私は常々執行部に言っているのは、中学3年生の人間、小学校2年の人間、老人会の人間、スポーツやっている人間は、その時々行政の町の補助というか、環境整備をしてほしくているわけです。私がスポーツ好きだからと勝手にしゃべっているわけではないですけども、体育協会費なんかも、ここ10年ぐらい130万円で動いていない。あるいはまたスポーツ少年団等々の中でも、一つの物事がずっと前の印刷したとおりだと、道路行政にしたって銭がないのだと、砂利一つの話だって銭がないのだと。去年の9月、10月の話から銭なくなって、来年度予算、そういうものはおざなりにしておいて、数字を積み上げて、三角これだけつくり上げて、数字を合わせたら2億幾ら今増額補正をして、銭は3億幾ら積んでしまっておくべと。給食センターに持っていくのか、何に持っていくのかわかりません。そういう物事を私はもう少し、今における年代、年代の人が温かい行政の、いわば行政の温かみを受ける立場にいる人間に向けなくて、数字合わせだけで、例えば予算を切るときに誰が最高責任者で立ち会うかわからないけれども、ぶった切るだけぶった切ること、自分らのいわば手柄話にして、現場は現場なりに下から積み上げていったものです。そうではない。そういう物事をして数字合わせしてあれすれば、それで3億円幾ら今度積んだのだと、義務教育費にも積んだのだと、こっちに積んだのだと。私は、そういう物事の中でこの数字がつくられていく。これは立派ですよ。市町村の中でやっていく……

（「わかんない問題聞けよ、いつまでも……」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） とりあえず今言った数字、至急に出してください。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長兼まちづくり推進課長 野村 勇君登壇）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村 勇君） ただいまの大久保敏夫議員のご質疑の減額分の積み上げの数字でございますが、1億9,247万5,000円でございます。

（「もう一回。1億9,000」と呼ぶ者あり）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村 勇君） 1億9,247万5,000円でございます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 余り聞いてもあれですけども、3回目だから。基本的に、この数字のほうからすると、約2億円近い銭が不用額になったわけだ。それでいて、今度その銭がまた違うところへ物事が進んでいくと。中には、下結城の公園の便所のトイレの直しで65万円が不用になっていたり、あるいは各学校関係の中でも一生懸命、あるい

はまた産業課でも何でも積み上がってきているのですが、最後の中で私が申し上げたいのは、もう少し八千代町におけるこれだけのことがあったのだったら、積み増せる銭があったのだったら、例のプールの問題一つとったって、1年間裸のままで置いておくので、これから今年もかぶるのかどうかわかりませんが、恥さらしいところですよ。どれだけ私は言われたかわからない、銭ないのだからしょうがないだろうという話で片づけられているという現場の周りの話だ。だけれども、現実はこのように銭余って不用額にして、なおかつ3億円幾らも積んでおいて、500万円から1,000万円のできるプールの、ああいうものにビニールもかぶせられない現状の中でやっていくということは、私はどうも納得いかない。もう少し温かみのある予算の使い道をしてほしいと思うのです。平成29年度分の締めについては、私はそう感じているのですが、最後に町長に一言、私の言っていることが間違っているのかどうか、感想だけちょっと聞かせてください。それで結構です。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 私も19年町長をやってきましたが、町の予算の構成等におかれましては、全部当初予算を使うのは当然であります。途中で補正として増額する面もありますので、補正で今回余った形、そういうやり方もあるということでございまして、補正で増額する途中で、例えば道路補正等におかれましては9,000万円も9月に補正を出しましてやった経過もございまして、最後に余った形である程度繰り越し分、基金積み立てのことも一つのやり方と私は理解しているところでございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第6号)から議案第17号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)まで8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第6号)から議案第17号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)まで8件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(上野政男君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時01分)